

# 兵庫県公報

平成24年6月1日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

規 則	ページ
○ 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第33号）

環境の保全と創造に関する条例（以下「環境条例」という。）で定める市街化区域内の建築物及びその敷地の緑化を義務付ける措置、建築物に係る環境への負荷を低減するための措置等について、これらの措置と同等の内容を規定する条例が神戸市において制定されたことに伴い、神戸市の区域にあってはこれらの措置に係る環境条例の規定を適用しない旨定めることとした。

## 規 則

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第33号

#### 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第50条第2項中「により」の右に「、神戸市の区域にあっては条例第118条の2の規定及び条例第118条の3の規定（条例第118条の2の規定に係る部分に限る。）」を加え、「、条例」を「条例」に改め、「規定は、」の右に「それぞれ」を加え、同条に次の1項を加える。

3 条例第158条第3項の規定により、神戸市の区域にあっては、条例第5章第2節の2の規定は、適用しない。

#### 附 則

この規則は、神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例（平成24年3月神戸市条例第45号）の施行の日から施行する。